

第7回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年7月21日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和3年7月21日(水)午後2時00分～3時25分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(18人) 会長 1番 越雲 宏、職務代理者 19番 塩野目 富夫 委員: 2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、9番 関 閣夫、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 各委員</p> <p>4. 欠席委員(1人) 14番 堀江 恒夫 委員</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第4号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第6 議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画(第232号)の承認について 日程第7 議案第6号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に係る意見について 日程第8 議案第7号 令和4年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬一彦、専門員 糸井美智子、主査 雫 保友</p> <p>8. その他の出席者 農政課農業振興グループ 主幹兼総括 久保居文子</p> <p>9. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和3年 第7回総会を開会いたします。それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(越雲)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、14番 堀江 恒夫 委員 より欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、19名中18名で過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、越雲会長をお願いいたします。
議長(越雲)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分)

事務局長（相ヶ瀬）	<p>< 議事日程の朗読 ></p>
議長	<p>経過報告をお願いします。</p>
事務局長（相ヶ瀬）	<p>< 経過報告を朗読 ></p>
議長	<p>これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員は、6番 大野 覚文 委員、 7番 齋藤 勉 委員をお願いします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 雫 保友 氏 と 糸井 美智子 氏 を指名いたします。</p> <p>それでは、次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 議案第1号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>調査委員の報告の前に、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（糸井）	<p>< 3条についての総会における報告等の説明 ></p>
議長	<p>説明が終わりましたので、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、5番 興野 礼子 委員をお願いします。</p>
5番 興野 礼子 委員	<p>7月12日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、当該会社役員。権利移動等の内容、使用貸借による権利の設定。以下、受人のみの報告となります。主たる事業、養豚・飼料作物その他農作物の生産。株主の有する議決権の数、役職及び議決権の数、●●●、500、●●●、500、●●● 19,000、合計 20,000。農業関係者の議決権の割合、100%。株主の有する</p>

<p>(5番 興野 礼子 委員)</p>	<p>議決権の合計が総株主の議決権の過半を占める。常時従事者たる構成員が取締役の数の過半を占める。農機具・家畜の保有状況、トラクター、豚20,000頭、内烏山支店10,000頭。取得地への通作距離、烏山支店から500m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アールの下限面積要件、新規取得問題、無。参考(経営面積)受人、同時申請、さくら市●●●3,483㎡、那珂川町●●●795㎡。第3条第2項第7号関係 周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地所有適格法人の判断については、株式会社であり、法人の主たる事業が農業であること。農業に常時従事する株主の有する議決権の合計が総株主の議決権の過半を占めていること。常時従事者たる株主が取締役の数の過半を占めていること。常時従事者たる取締役のうち、一人以上の者がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事すると認められること。以上の事から農地法第2条第3項要件を満たしており「農地所有適格法人」と認められるので、農地法第3条第2項第2号は該当しないが、第5号の下限面積に該当する。しかしながら、同時に申請しているさくら市への3条申請が許可となれば、合計面積が5,580㎡となり下限面積を満たすこととなり、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われる。以上のことから、同時に申請されている「さくら市への3条許可申請」が許可になることを条件に許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2番について、8番 川上 恵 委員にお願いします。</p>
<p>8番 川上 恵 委員</p>	<p>7月18日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約25年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、コンバイン、トラクター。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件は、問題なし。調査の結果、農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると認められる。30アール又は20アールの下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>12番 小川 祥一 委員</p>	<p>整理番号1について、教えていただきたいのですが。議決権の数の下に書いてある数は、何に基づく数なのでしょうか。</p>
<p>事務局(糸井)</p>	<p>こちらは株式会社ですので、保有株の数です。</p>

12番 小川 祥一 委員	わかりました。
事務局 (糸井)	先ほど、興野委員からさくら市の許可が出れば一緒に許可していいというお話が出ておりました。ちなみに、さくら市の農業委員会の総会の日程は、7月26日に行う予定ということでご報告させていただきます。
議長	< ほかに質疑なし >
議長	上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 整理番号1については、さくら市農業委員会の議決で可決されれば申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
議長	< 異議なしの声 >
事務局 (糸井)	ただいま上程中の議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 異議がないようですので、整理番号1については条件付きで、整理番号2は申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読いたします。なお、内容については省略いたします。
議長	< 議案第2号 議案書の朗読 >
事務局 (糸井)	調査委員の報告の前に、事務局より説明をお願いします。
議長	< 4条についての総会における報告等の説明 >
議長	説明が終わりましたので、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1について、調査委員の報告を6番 大野 覚文 委員をお願いします。
6番 大野 覚文 委員	7月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料 のとおりです。転用事業者、●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が田、南が道を挟んで宅地、北が田。同意書、無。転用計画、転用事業者は、現在、親族宅にて親族と同居しているが、子夫婦と同居するための住宅の建築を計画し、申請に至った。転

	<p>用面積 180 m² 一般住宅 木造2階建 建築面積 57.96 m²、進入路 南側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内処理。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年9月1日から令和3年12月15日。その他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>4番 仲澤 清一 委員</p>	<p>土地の表示が、台帳も現況も水田になっていますが、今まで自家用水でやられていたのでしょうか。それとも、土地改良区に入ってやられていたのでしょうか。</p>
<p>事務局（雫）</p>	<p>今回の農地は農地転用にあたりまして、もともとあった田の一部を分筆した田んぼです。登記簿では、分筆以前の状況は確認できない状態でした。現地の状況は、父の土地を20年前に今回の転用事業者が相続をして、現地確認の際は田んぼではなく、畑という感じでした。畑として使っていない所は草むらになっていたが、管理している状態でした。農地台帳と現況は田になっておりますが、目で見た感じは畑という感じでした。</p>
<p>4番 仲澤 清一 委員</p>	<p>そういうことではなくて、土地改良区には所属していましたかという質問でした。現在は畑で使っているようですが、40から50年前に土地改良区でやられていると思われましたので、その頃に土地改良区に所属されていたのか聞いたかったです。</p>
<p>議長</p>	<p>現地確認しましたが、天水の自作地の水田に見えました。</p>
<p>4番 仲澤 清一 委員</p>	<p>わかりました。土地改良区に入っていないければ問題ないです。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p>
<p>2番 田中 雄二 委員</p>	<p>建物の名義が●●●氏であるのは、問題ないでしょうか。</p>
<p>事務局（雫）</p>	<p>図面に書いてあります●●●氏は、●●●氏の息子さんにあたる方で、代理人に確認したところ、図面では●●●氏になっておりますが、建物は●●●氏の名義で建てるということで、資金証明の裏付けも●●●氏の名前で受け取っており</p>

(事務局 (雫))	ます。
議長	地区担当委員である 10 番 小川 雄三 委員、何か意見ございませんか。
10 番 小川 雄三 委員	先ほど自然水ではないかと言っておりましたが、近くに用水路の蛇口があるので、もしかすると共同で水を引いていたのかなあとも思うので、もう一度確認したほうがいいと思います。
事務局 (雫)	事務局から、申請者と土地改良区に確認したいと思います。
議長	<p data-bbox="492 590 840 630">< ほかに質疑なし ></p> <p data-bbox="459 678 2177 726">上程中の議案第 2 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 土地改良区に確認をして支障が無ければ、申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p>
議長	<p data-bbox="492 798 806 837">< 異議なしの声 ></p> <p data-bbox="459 885 2177 933">ただいま上程中の議案第 2 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」 土地改良区に確認をして支障が無ければ、申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 4 議案第 3 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。</p>
事務局 (糸井)	<p data-bbox="492 1045 996 1093">< 議案第 3 号 議案書の朗読 ></p>
議長	調査委員の報告の前に、事務局より説明をお願いします。
事務局 (雫)	<p data-bbox="492 1220 1220 1268">< 5 条についての総会における報告等の説明 ></p>
議長	説明が終わりましたので、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 について、9 番 関 閣夫 委員をお願いします。
9 番 関 閣夫 委員	7 月 19 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 3 号 整理番号 1 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親子。転用事業者、●

<p>(9番 関 閣夫 委員)</p>	<p>●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道を挟んで畑、西が雑種地・畑、南が畑、北が宅地。同意書、無。権利の移転、設定、使用貸借権の設定、20年間。転用計画、転用事業者は、アパートで生活しているが、手狭になってきたことから新たな住宅の建築を計画し、申請地について父から借りられることになり申請に至った。転用面積 399 m² 一般住宅 木造平屋建 建築面積 155.42 m²、進入路 東側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内処理。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年8月10日から令和3年11月20日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2について、調査委員の報告を19番 塩野目 富夫 委員にお願いします。</p>
<p>19番 塩野目 富夫 委員</p>	<p>7月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が田、西が宅地、南が道を挟んで宅地、北が田。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、申請地近くの住宅で生活しているが、市道の拡幅工事に伴い住宅の移転が必要となり、申請地について取得することができるようになり申請に至った。転用面積 499 m² 一般住宅 木造平屋建 建築面積 121.73 m²、進入路 南側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内処理。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、市都市建設課発行の土地売買契約証明により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可日から令和4年3月31日。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3について、調査委員の報告を6番 大野 覚文 委員にお願いします。</p>
<p>6番 大野 覚文 委員</p>	<p>7月19日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の(概ねの)状況、東が道を挟んで畑・宅地、西が青地・宅地、南が道を挟んで畑、北が道路。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●●に住所を有し、会社員の副業として太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電</p>

(6番 大野 覚文 委員)	事業を行いたく、申請に至った。転用面積 849 m ² 太陽光発電設備の設置。構造等、パネル 288 枚、周囲フェンス設置、入口 北側。管理計画、維持管理、保守管理は株式会社●●●に委託。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、無。排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透処理。資金関係の証明、金融機関の融資証明書により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和3年10月1日から令和3年12月31日。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、東京電力と接続協議済、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりにありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	地区担当委員である 17番 黒須 明 委員、整理番号1につきまして、何かご意見等ございますか。
17番 黒須 明 委員	現地確認しましたが、申請者は地域において酪農を大規模にやられている方で信頼もありますので、この申請は許可が相当と思われますのでよろしくご審議をお願いいたします。
議長	上程中の議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 申請のおおりに許可することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、異議がないようですので申請のおおりに許可することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (糸井)	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告の前に、事務局より説明をお願いします。
事務局 (糸井)	< 非農地判断等についての総会における報告等の説明 >

議長	説明が終わりましたので、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、8番 川上 恵 委員にお願いいたします。
8番 川上 恵 委員	7月18日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は 議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、本人聞取、現地を見て確認。土地の履歴、令和1年10月相続により取得。非農地になった時期及び経緯、現在の利用状況、申請地は東及び南側は山林に隣接した土地で、平成8年頃から不耕作のまま現在に至り、雑木が繁茂した状態である。直近の利用状況調査結果、該当なし。総合意見、調査の結果、農地への復元が著しく困難である「B分類」と思われるため、農業委員会が「非農地」と判断し、その旨を通知することは相当と思われま。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	上程中の議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 申請のとおり承認することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、異議がないようですので申請のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第232号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局（糸井）	< 議案第5号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（雫）	議案第5号 那須烏山市農用地利用集積計画（第232号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第232

(事務局 (雫))	号)については、新規4件 更新3件です。利用権の設定を受ける者2名、利用権を設定する者6名です。利用権の設定面積は、21,079 m ² です。令和3年度 累計は、121,354 m ² です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和3年7月30日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	上程中の議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第232号)の承認について」 申請のとおり承認することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「那須烏山市農用地利用集積計画(第232号)の承認について」 は、申請のとおり承認することに決定いたしました。次に、日程第7 議案第6号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に係る意見について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (糸井)	< 議案第6号 議案書の朗読 >
議長	内容について、農政課農業振興グループ担当職員から説明していただきます。
農業振興グループ (久保居)	第6号議案 農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に係る意見について、ご説明いたします。本案については、農地中間管理事業における農用地利用配分計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市から農業委員会に対して、意見聴取の依頼があったものです。本案におきましては、貸し手側から受け手側の各農家への集積を図ることに対しまして、ご審議をいただくこととなります。今回意見聴取の依頼があった、農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)につきましては、件数は、4件です。設定を受ける者6名、設定する者4名です。設定面積は、65,952 m ² です。令和3年度累計は、65,952 m ² です。設定内容等につきましては、資料のとおりです。なお、今後の手続きにつきましては、本総会における市農業委員会の意見聴取の結果を文書にて、県の事務局であります県農業振興公社に送付し、その後、諸般の手続きを経て、約1ヶ月程度ですべての手続きが完了し、利用権の設定が完了することとなります。

議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長 (議長)	特に意見等が無いようですので、日程第7 議案第6号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に係る意見について」 は「異議なし」として回答することに決定いたしました。次に、日程第8 議案第7号 「令和4年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について」 を議題といたします。議案書を朗読いたさせます。なお、内容については省略いたします。
事務局(糸井)	< 議案第7号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局長(相ヶ瀬)	< 要望事項の概要について、別紙により説明 >
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	上程中の議案第7号 「令和4年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について」 原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	ただいま上程中の 議案第7号 「令和4年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望事項について」 は、異議がないようですので原案のとおり決定し、要望することに決定いたしました。以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。

(午後 3時 25分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年7月21日

議 長

6 番

7 番